

1

介護施設の労働災害防止について

京都労働局 〒604-0846 京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451番地  
 お問い合わせ先 労働基準部健康安全課 075-241-3216

1

2

労働災害が増加に転じる

**労働災害統計 (全国全産業)**

死傷者数 (死亡又は4日以上休業)

死亡 4,330 (S49) / 死傷 347,407 (S49)

死亡 774 (R4) / 死傷 132,355 (R4)

過去に多かったのは製造業...機械巻き込まれ、建設業...墜落

長年の取組で労働災害は減少

死傷者数 (死亡又は4日以上休業、新型コロナウイルス感染症によるものを除く)

年	死傷者数	年千人率
H29	8,738	2.17
H30	9,545	2.30
R1	10,045	2.39
R2	11,667	2.72
R3	12,797	2.94
R4	12,780	2.85

13次防目標 R4時点で2.06 (5年で5%減)

**社会福祉施設における労働災害**

(死傷者数のうち「転倒」「動作の反動・無理な動作」、令和4年、全国)

年	転倒	動作の反動・無理な動作
H29	2,893	2,983
H30	3,321	3,186
R1	3,272	3,433
R2	3,892	4,199
R3	4,386	4,539
R4	4,379	4,475

- ・ 近年「社会福祉施設」「小売業」「飲食業」を中心とした第三次産業の増加傾向が強い
- ・ 労働者の高齢化が影響、「転倒」「動作の反動・無理な動作 (= 腰痛など)」が増加

2

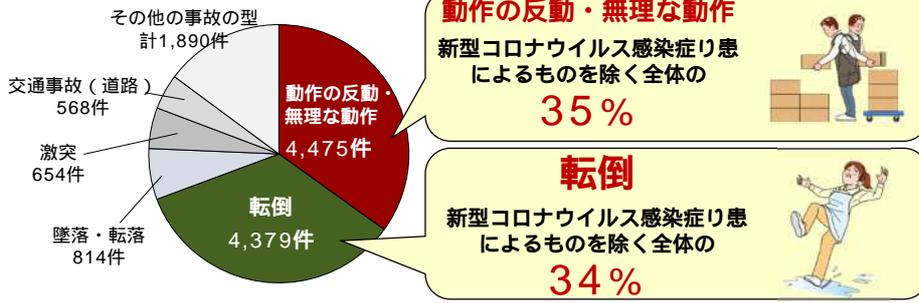
作業行動に起因する災害（転倒・腰痛）が多い

3

社会福祉施設で多い労働災害			
転倒	無理な動作	墜落・転落	その他
急いでいる時や両手で荷物を抱えている時などに、放置された荷物や台車に「つまずく」、濡れた床で「滑る」など	「無理な姿勢で持ち上げたり、移動させたりする際、腰痛になる、筋を痛める、くじくなど	「脚立やはしごの上でバランスを崩して落ちる」、 「階段で滑り落ちる」など	「交通事故にあった」、「台車運搬中扉に当たった」など

社会福祉施設における労働災害

(全国、社会福祉施設、令和4年、新型コロナウイルス感染症り患によるものを除く)



3

**社会福祉施設における転倒災害の性別・年齢別内訳 (全国、令和3年)**

**社会福祉施設における転倒発生の種類 (同上)**

**4 社会福祉施設における腰痛災害の発生作業 (全国、令和元年分析)**

年齢が上がると労働災害が起こりやすい (筋力、視力が低下)

女性の方が労働災害が起こりやすい (一般的に男性より筋力が低い)  
女性の方が休業が長引きやすい (女性のほうが骨粗鬆症が多い)

社会福祉施設の休業4日以上転倒災害 (全国、令和3年)では、平均休業日数44日 = 復帰まで平均6~7週間

労働者が被災 **大きな人手不足を招く**  
多忙となりさらに労働災害が起こる悪循環

労働者の高齢化にも対処しつつ、職場改善を進めないと**サービスが提供できない**

**京都労働局 転倒災害防止特設ページ**

京都労働局特設ページでは、各社の転倒災害防止対策事例を収集し、事例集として掲載しています。  
また、皆さまの事業場で取り組んでおられる具体的な対策事例を募集しております。

京都労働局 転倒災害

4

## 災害原因と対策を考える 5

**転倒・腰痛の主な原因・対策**は、以下のようなものがあります。

### 「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

□ (なし)	何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒 (つまずきのうち33%)	▶転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入( ) ▶走らせない、急がせない仕組みづくり  
□	通路の <b>段差</b> につまずいて転倒 (同15%)	▶事業場内の通路の段差の解消( ) ▶段差の「見える化」 ▶送迎先・訪問先での段差等による転倒防止の注意喚起 
□	<b>設備、家具など</b> に足を引っかけて転倒 (同12%)	▶設備、家具等の角の「見える化」 
□	<b>利用者の車椅子、シルバーカー、杖など</b> につまずいて転倒 (同8%)	▶介助の周辺動作のときも焦らせない 介助のあとは「一呼吸置いて」から別の作業へ
□	作業場や通路以外の <b>障害物(車止めなど)</b> につまずいて転倒 (同7%)	▶適切な <b>通路の設定</b> ▶敷地内駐車場の車止めの「見える化」 
□	<b>コードなど</b> につまずいて転倒 (同5%)	▶労働者や利用者の転倒原因とならないよう、 <b>電気コード等の引き回しのルール</b> を設定し、労働者に徹底させる

( )について、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」(補助率1/2、上限100万円)の対象となります(最終ページ参照)

労働者数が概ね100人未満の事業場は、無料で安全衛生の専門家のアドバイス(訪問支援)が受けられます  中央労働災害防止協会 中小規模事業場安全衛生サポート事業

5

## 災害原因と対策を考える 6

### 「滑り」による転倒災害の原因と対策

□	<b>凍結した通路等</b> で滑って転倒 (滑りのうち24%)	▶従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マットを設置する( ) 
□	<b>浴室等の水場</b> で滑って転倒 (同23%)	▶防滑床材の導入、摩耗している場合は施工し直す( ) ▶滑りにくい履き物を使用させる ▶脱衣所等隣接エリアまで濡れないよう処置
□	<b>こぼれていた水、洗剤、油等</b> (人為的なもの)により滑って転倒 (同21%)	▶水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してから開放 
□	<b>雨で濡れた通路等</b> で滑って転倒 (同11%)	▶雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う ▶送迎・訪問先での濡れた場所での転倒防止の注意喚起

### 腰痛災害の原因と対策

□	取り扱う重量が <b>重すぎる</b>	▶一人介助の禁止、取り扱い重量の制限 ▶最新機器(リフト等)の導入( )
□	<b>姿勢が悪い</b> (体をひねる、反る、前かがみになる、中腰になる)	▶作業スペースの確保 ▶作業姿勢(荷に近づき、しゃがんで抱え、膝を使って垂直に持ち上げる)の手順化・教育

設備対策のほか、以下のような**ソフト対策(管理的対策、身体機能維持)**にも取り組みましょう。

**4S活動**(以下をルーIALIZED実行)

**整理**: 不要物を撤去・廃棄

**整頓**: 道具や荷をあるべき場所に収納・整列、すぐ使用可能に

**清掃**: 汚れたものをきれいに

**清潔**: きれいな状態を維持

**KY活動** 日々の作業前にどんな危険が潜んでいるか話し合い、危険への対策を決めて作業



**転倒・骨折リスク対策**

・身体機能チェック ・骨粗鬆症検診





転びの予防体力チェック ロコチェック 内閣府ウェブサイト

6

7

**転倒防止は靴だけでも違いが出ます。**

**【作業に適した靴】**

靴の**屈曲性**がある 屈曲性あり 屈曲性低い  
 接地面が大きく安定 接地面が小さく不安定

靴が**重たくない** バランス良い バランス悪い  
 靴の**重量バランス**が良い 安定して歩行 つま先が下がり、つまずきやすい  
 先芯が樹脂製のものがおすすめ

**つま先部が一定程度高い** つま先高 つま先低  
 靴底と床の**耐滑性のバランス** 少しの段差でつまずきにくい 摺り足となり少しの段差でつまずきやすい  
たいかつせい

底がすり減ると耐滑性が失われ滑りやすくなるので、**定期点検・交換**しましょう。

転倒予防・腰痛予防については、厚生労働省「**転倒予防・腰痛予防の取組**」のページをご参照ください。

対策内容等が書かれた参考資料、ポスター、転倒腰痛予防のための体操動画などが掲載されています。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000111055.html>

厚生労働省 転倒 腰痛  検索

---

こちらもご覧ください 安全衛生関係の主な制度・施策紹介 パンフレット一覧

安全・衛生 検索  安全 パンフ 検索

7

8

**高齢労働者が働きやすく**

高齢労働者の就労が一層進むと見込まれる中、高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向け、**エイジフレンドリーガイドライン**が策定されています。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/anzen/newpage\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html) 参照

高齢労働者 安全衛生対策  検索

高齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導を受けるための経費の一部を補助する「**エイジフレンドリー補助金**」も設けられています。

(令和7年度 補助金申請受付期間 令和7年5月15日~令和7年10月31日)

エイジフレンドリー補助金  検索

1 労働保険に加入し、労働者を常時雇用している以下の中小企業が対象となります。(2のうち\*の取組については、60歳以上の労働者についてのみ対象となります。)

	企業全体の主たる業種	対象となる企業(中小企業)の要件
小売業	小売店、飲食店、持ち帰り配達飲食サービス業	企業全体の常時使用労働者数50人以下または 資本金(もしくは出資の総額)5,000万円以下
サービス業	医療・福祉、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	企業全体の常時使用労働者数100人以下又は 資本金(もしくは出資の総額)5,000万円以下
卸売業	卸売業	企業全体の常時使用労働者数100人以下又は 資本金(もしくは出資の総額)1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	企業全体の常時使用労働者数300人以下又は 資本金(もしくは出資の総額)3億円以下

2 以下のような改善対策に要する費用を対象(補助率50~80%、最大補助額100万円)とします。

- \* 身体機能の低下を補う設備・装置の導入(アシストスーツなど)
- \* 介護技術(ノーリフトケア)の教育
- \* 熱中症予防対策(空調服、スポットクーラー等)
- ・ 専門家による身体機能のチェック、運動指導
- ・ 事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコーポヘルス等の健康保持推進のための取組

3 着手前の申請・審査で対象となるか決定されるため申請すれば必ず対象となるものではありません。

8